

被扶養者の異動手続きをお忘れなく!

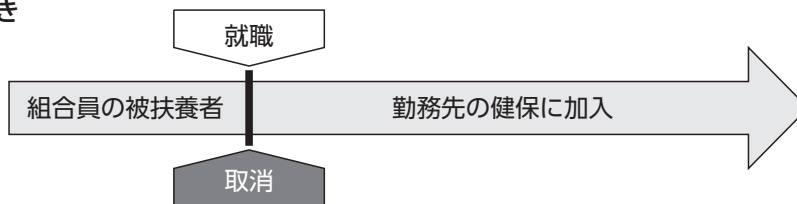
春は、卒業や就職・退職の時期です。

被扶養者に認定されている方が就職し、勤務先の健康保険(以下「健保」という。)に加入または収入基準額超過に該当する場合、共済組合の被扶養者資格は喪失することとなりますので、被扶養者の「取消申告」と「被扶養者証の返納」をしていただく必要があります。忘れずに手続きをお願いします!!

①就職日から勤務先の健保に加入するとき

提出書類

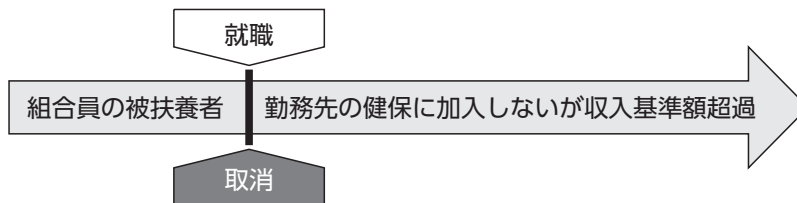
- 被扶養者申告書(③取消)
- 勤務先の健康保険証(写し)
- 共済組合の被扶養者証(原本)



②就職先の健保には加入しないが、給与等が収入基準額(月額108,334円)以上有的时候き

提出書類

- 被扶養者申告書(③取消)
- 就職日と給与等の額がわかるもの(給与等支払証明書、雇用契約書(写し)等)
- 共済組合の被扶養者証(原本)
- 国民年金第3号被保険者関係届(被扶養配偶者の場合)



(注) 就職等に伴い社会保険適用となった場合でも、共済組合の被扶養者資格は自動的に喪失とはなりません。既に就職等されて社会保険に加入となっているにもかかわらず、まだ共済組合の被扶養者証がお手元にある方については、「取消申告」が行われていない可能性がありますので、再度確認をしてください。

● 扶養取消し後の医療費等について ●

上記の扶養取消し日以降、本組合の被扶養者証を使って保険医療機関において受診された場合、医療費等を返還いただくこととなりますので、ご注意ください。